

小規模事業者広域型販路開拓支援パッケージ事業

ECサイトを活用した販路開拓支援業務に係る業務請負先公募要領

【公募期間】

平成29年9月15日（金）～9月26日（火）17時【必着】

【申請書送付先】

全国商工会連合会 企業支援部 市場開拓支援課

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1

有楽町電気ビル北館19階

平成29年9月
全国商工会連合会

目 次

1. 事業の目的	1
2. 事業内容	1
3. 実施内容	1
4. 応募要件	2
5. 審査方法等	2
6. 契約条件	3
7. 応募要領	4
8. 問い合わせ先	5
(様式1) 応募申請書	6
(様式2) 会社概要票	7
(様式3) 暴力団排除に関する誓約書	8

1. 事業の目的

本事業では、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等が、農商工連携や地域資源の活用などにより開発した商品等や、魅力ある隠れた地域産品等を EC サイトで紹介・普及を行うことにより、地域の優れた産品を紹介・販売し、中小・小規模事業者の商品展開力・販売力の向上等を図ることを目的とします。

2. 事業内容

中小・小規模事業者が製造・販売している地域産品等を全国から集め、EC サイトを運営して広く紹介・普及を行うとともに、中小・小規模事業者にとって煩雑な配送業務を軽減するため、物流システムを提供し、リテールサポートを実施しており、その中小・小規模事業者の地域産品等の販売促進につながる広報等に取り組みます。あわせて、出展者の新商品開発や新規出品者の増加に資する情報を収集・分析し、全国商工会連合会、出品者等に対して提供します。また、広報活動を通じた会員数の増加に取り組みます。

3. 実施内容

(1) 販売促進に係る体制の整備

本事業を効果的かつ円滑に実施するため、必要となる人員を配置のうえ、①販売促進に係る企画・立案、②販路開拓等販売促進に係る体制の整備、③サイトへの来訪客と出品商品をマッチングさせ、売上げを増大させる仕組みを構築すること。

本事業を円滑に遂行するために必要とされる法人、機関などがある場合、事業実施体制に加えることができる。

(2) EC サイトの運営

① 広報、出展事業者へのサポート

- ・ 多くの中小企業・小規模事業者から出品された商品の販売促進につながるよう主に次に掲げる広報に取り組むこと。

広報策：WEB を活用した広報（リスティング・バナー）・Facebook 等 SNS を活用した広報・他サイトと連携した広報

- ・ その他広報については、全国商工会連合会と協議したうえ取り組むこと。

② 製作物について

- ・ 必要に応じポスター、パンフレットの作成を行うこと。

- ・ その他、全国商工会連合会が製作を指示したもの。

③その他事業を進めるにあたっての留意点

- ・ 全国商工会連合会が別途指示した場合はそれに従うこと。

(3) 実績報告書

- ・ 事業終了後、実績報告書を提出すること。

(4) その他

- ・ 本会が指定する関係機関との連携に関して、協力すること。
- ・ EC サイト運営及びリテールサポート業務の委託先事業者に必要な情報を提供するなど連携して事業を行うこと

4. 応募要件

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人・団体等（以下「申請者」という。）とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出してください。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

また、同一の事業について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）の交付を重ねて受けることはできません。

5. 審査方法等

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い、決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する場合があります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. 応募要件を満たしているか。

- ②提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ④サイトの閲覧数を増加させる取り組みは適切・効果的であるか。
- ⑤出展事業者に対するビジネス上の助言ができるノウハウや体制を有しているか。
- ⑥事業規模や内容等に適した実施体制を構築しているか。
- ⑦不測の事態に対応できるよう工夫されているか。
- ⑧実施スケジュールが現実的であるか。
- ⑨必要となる経費を過不足なく考慮し、適正かつ詳細な積算が行われているか。
- ⑩事業の効果を測定する取り組みが明らかになっているか。

6. 契約条件

(1) 契約形態

請負契約とする。

(2) 採択件数

1件とする。

(3) 金額

7千500万円（消費税込み）を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約金額については、本会与調整したうえで決定することとします。

(4) 実施期間

請負契約締結日から平成30年3月末までとする。

(5) 納入物

①月次報告書

ECサイトでの販売動向等について、月次で本会に報告すること。

②実績報告書

広報等実施した販売促進策を記載した実績報告書を、実施期間内に本会に納入すること。

③制作物

ポスター、パンフレット等の制作物を実施期間内に本会に納入すること（場内に備え付けるような大きさは不要）。

(6) 費用の支払い

支払いは、原則として事業終了後の精算払いとなります。

※本会と協議の上、事業終了前の支払いが認められる場合もあります。

7. 応募要領

(1) 応募書類の受付期間

公募開始日 平成29年9月15日(金)

公募締切日 平成29年9月26日(火) 17時

(2) 応募書類の様式等

①以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「小規模事業者広域型販路開拓支援パッケージ事業 EC サイトを活用した販路開拓支援業務申請書」と記載してください。

- ・(様式1) 応募申請書 <正1部>
- ・企画提案書(書式自由・見積書含む) <正1部>
- ・(様式2) 会社概要票 <正1部>
- ・(様式3) 暴力団排除に関する誓約書 <正1部>
- ・様式1、2及び企画提案書の内容が全て入力された電子ファイルを保存した電子媒体<CD-R 1枚>
- ・会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット・資料 <正1部>
- ・決算書(直近2年間の貸借対照表、損益計算書) <正1部>
- ・定款又は商業登記簿謄本(提出日前3ヵ月以内に発行されたもの)
<正1部>

②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は返却しません。

③応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④企画提案書に記載する内容については、今後の実施するうえでの基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

⑤1申請者につき、1つの提案としてください。

⑥部分提案は禁止します。また、提出後の変更は認めません。

(3) 企画提案書に盛り込むべき内容

※「3. 実施内容(1)～(5)」の内容を踏まえ、①～⑥の項目について、盛り込んでください。なお、自立化を目指した実現可能な企画を提案してください。

- ①売上及びアクセス件数増加のための企画(販促企画、PR計画等)
- ②商品MD計画(商品の掘り起こし等)
- ③事業者向けマーケティング支援(販路開拓、商品改良等)
- ④事業実施体制(実施体制(出展商品が法令等に遵守していることを確認、改善する体制)、実施スケジュール等)
- ⑤効果測定方法
- ⑥見積り金額
- ⑦その他実施内容に記載されている事項の他、効果的な実施に必要な内容

(4) 応募書類の提出先

応募書類は郵送又は宅急便等により以下に提出すること。

提出先 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館19階
全国商工会連合会 企業支援部 市場開拓支援課

なお、資料の不備がある場合は、審査対象とならないので、本公募要領を熟読のうえ、注意して記入すること。

(5) 審査結果の通知

採択された申請者については、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 問い合わせ先

全国商工会連合会 企業支援部 市場開拓支援課

FAX: 03-6268-0997

E-mail: shijo@shokokai.or.jp

受付時間 10:00～12:00 13:00～17:00(土日、祝祭日は除く)

お問い合わせ又は質問等は、FAX又は電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、E-mailでのお問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「小規模事業者広域型販路開拓支援パッケージ事業 ECサイトを活用した販路開拓支援業務」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

(様式1)

平成 年 月 日

全国商工会連合会長 殿

住 所

名 称

代表者名

印

小規模事業者広域型販路開拓支援パッケージ事業

ECサイトを活用した販路開拓支援業務に係る業務請負先公募に関する申請書

標記の事業を実施いたしたく、下記のとおり関係書類等を添えて応募します。

記

1. 企画提案書及び見積書（書式自由） 正1部
2. （様式2）会社概要票 正1部
3. （様式3）暴力団排除に関する誓約書 正1部
4. 企画提案書及び会社概要票の内容が全て入力された電子ファイルを保存した電子媒体（CD-R）
5. 会社案内等事業概要の確認できるパンフレット・資料 正1部
6. 決算書（直近2年間の貸借対照表、損益計算書） 正1部
7. 定款又は商業登記簿謄本（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）正1部

(様式 2)

会 社 概 要 票

事業者等名	
代表者氏名	
URL	http://
会社住所	〒
電話番号	
FAX番号	
Email	
主たる業種	
設立年月	西暦 年 月
取引銀行	
資本金	万円
従業員数	名
本事業実施担当者名	
連絡先電話番号	
担当者 Email	
中小企業の会計に関する基本要領への準拠	あり ・ なし
過去 2 年間の同種事業の実績	

(様式3)

平成 年 月 日

全国商工会連合会 会長 殿

会社名

住所(郵便番号、本社所在地)

氏名(名称、代表者の役職及び氏名) 印

暴力団排除に関する誓約書

「小規模事業者広域型販路開拓支援パッケージ事業」に取り組むにあたり、下記の「交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

交付を受ける者として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき